

## 実 務 事 例

分類	共済組合	作成年月日	平成30年6月8日
表題	傷病手当金について		
内容	<p>① 事務処理内容  組合員が公務によらない傷病のため勤務に服することができず、無休になった場合は1年6月間(結核性の病気については3年間)傷病手当金が支給される。(公立学校共済組合福祉のしおり 2018 P.16 参照)</p> <p>職員が1年の有給(8割支給)後、無給になったので傷病手当金を申請しようと考えていると共済組合の担当者より連絡があった。</p> <p>「今回、傷病手当金を申請すると再度休職になった場合、同じ病気の場合は、有給期間も1年6月の期間に算定されて結果1年6月間もらえるはずの手当金が何ヶ月しかもらえなくなります。そこを検討してから申請をしてください。」</p> <p>とのことだった。</p> <p>② 問題点や苦勞したこと(間違いなどで指摘されたこと)</p> <p>③ 実際やったこと、工夫したこと(訂正したこと)</p> <p>本人に事情を話し、意思を確認した。</p>		
添付書類			
感想			

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他 等